(趣 旨)

第1条 この細則は、大阪府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施規程(令和2年制定。以下「実施規程」という。)に定めるもののほか、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の資格を認定するための試験(以下「試験」という。)及び登録(資格)を更新するための講習(以下「更新講習」という。)並びに責任技術者の登録(以下「登録」という。)の円滑な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 大阪府下水道協会(以下「協会」という。)は、試験及び更新講習の実施並びに登録に関する業務(以下「登録業務」という。)について、実務的な業務を一般財団法人都市技術センター(以下「技術センター」という。)に委託する。

(業務委託の内容)

- 第3条 前条の規定により、協会が技術センターに委託する業務の内容は、おおむね次に掲げる業務とする。
 - (1) 実施計画の策定(必要経費を含む。)
 - (2) 試験及び更新講習の実施並びに登録業務及びその運営に関する必要な文書類の作成
 - (3) 講習用テキスト及び例題集の作成
 - (4) 講師の選定及び依頼
 - (5) 会場及び日程等の設定
 - (6) 試験及び更新講習にかかる実施案内状、申請書、受験票、受講票及び名簿等の必要な文 書類の作成
 - (7) 更新講習の受講対象者への通知業務
 - (8) 登録に必要な文書類の作成
 - (9) 責任技術者の処分に関する文書類の作成
 - (10) 試験及び更新講習の申請書類の受付並びに受験票及び受講票の送付
- (11) 登録業務の申請書類の受付
- (12) 責任技術者の処分に関する書類の送付
- (13) 合格証、更新講習修了証及び責任技術者証の交付
- (14) 合格証、責任技術者証の再交付及び更新講習修了証明書の交付
- (15) 試験受験手数料(受験講習受講手数料を含む)及び更新講習受講手数料並びに合格証の 再交付及び更新講習修了証明書の交付手数料(以下「受験手数料等」という。)の徴収 事務
- (16) 責任技術者の登録手数料及び責任技術者証の再交付手数料の徴収事務
- (17) 責任技術者及び責任技術者の登録資格を有する者の名簿の管理
- (18) 前各号に掲げるもののほか、実施に必要な事項

(責任技術者の登録資格)

第4条 実施規程第5条に規定する試験の合格者は、責任技術者の登録資格の有効期間を5年間とする。ただし、実施規程第14条に規定する更新講習を受講した者は、当該有効期間を新たに5年間は継承するものとし、当該受講を怠ると責任技術者の登録資格は失効する。

(試験の実施)

第5条 実施規程第6条に規定する試験の実施に関し、必要な事項についての審議は、実施規程第28条第1項の規定により設置する運営委員会(以下「運営委員会」という。)において行う。

(合否の判定及び通知の方法)

- 第6条 実施規程第9条に規定する試験の合否の判定は、運営委員会において定める合否の判定基準により行うものとする。
- 2 実施規程第9条各号に定める通知は、次の方法により行うものとする。
 - (1) 合格発表の日から約1ヶ月間、協会において公開掲示する。
 - (2) 合格者に交付する合格証(様式-4)及び送付する受験判定結果通知書(様式-5)は、技術センターより直接本人宛に郵送する。
 - (3) 不合格者に送付する受験判定結果通知書(様式-5) は、技術センターが直接本人宛に 郵送する。

(合格の取消し)

第7条 実施規程第10条第1項に規定する合格の取消しに関する審議は、運営委員会において行う。

(更新講習の内容)

第8条 実施規程第14条に規定する更新講習は、協会本部発刊の「下水道排水設備指針と解説」を基本に行うとともに、講習の内容によっては民間の講師の活用、その他協会の特性に応じた内容により実施する。

(更新講習の実施)

第9条 実施規程第17条に規定する更新講習の実施に関し、実施時期、実施回数、会場その 他必要な事項についての審議は、運営委員会において行う。

(手数料)

第10条 実施規程第29条に規定する手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 試験(受験講習会含む)を受けようとする者18,000円(2) 更新講習を受けようとする者13,000円(3) 登録を受けようとする者3,300円(4) 登録を更新しようとする者3,300円(5) 合格証の再交付を受けようとする者3,140円(6) 更新講習修了証明書の交付を受けようとする者1,040円(7) 責任技術者証の再交付を受けようとする者3,300円

(その他)

第11条 この細則に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から改正し、施行する。

この細則は、令和7年4月1日から改正し、施行する。